

改 正	現 行
<p>第1～第6 （略）</p> <p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付することができる。</p> <p>（1）、（2） （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第8、第9 （略）</p> <p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例</p> <p>1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量（共通構造部多仕様自動車にあっては、自動車製作者の指定した架装後の車両総重量の範囲）の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにおいては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）</p>	<p>第1～第6 （略）</p> <p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付することができる。</p> <p>（1）、（2） （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第8、第9 （略）</p> <p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例</p> <p>1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにおいては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）</p>

(1) ~ (2) (略)

(3) 以下に掲げる自動車(③の自動車にあっては、災害時に地方運輸局長が公示を行った場合に限る。)であって、その構造又は使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

① 農耕作業用自動車

② 道路維持のための除雪等に使用される自動車

③ 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの(高速道路等において運行しないものに限る。)

2~8 (略)

9 第1項第3号(同号③を除く。)に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。

10 第1項第3号③に規定する自動車について、地方運輸局長がその緊急性及び必要性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに期限、条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。なお、公示を行った地方運輸局長は、その内容を、他の運輸局長及び自動車局技術・環境政策課宛て通知すること。

第11~第12 (略)

附則(令和2年11月27日 国自技環第124号)
(適用時期)

1 この要領は、公布の日から適用する。

(1) ~ (2) (略)

(3) 農耕作業、除雪等に使用される自動車であって、その構造又は使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

(新設)

(新設)

(新設)

2~8 (略)

9 第1項第3号に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。

(新設)

第11~第12 (略)

(新設)